

全国曹洞宗青年会

第十九期会長選考について（公募）

会長選考委員会に於いて、会則並びに細則に従って下記の事項が決定されました。
全国曹洞宗青年会第十九期会長に立候補する者は、左記の要綱に従い、立候補届けを完了して下さい。

全国曹洞宗青年会 第十九期会長選考委員会 委員長 伊藤和人

全国曹洞宗青年会 第十九期会長選考委員会 届出要項

- 一、立候補届並びに履歴書の提出
- 二、立候補者の曹洞宗青年会における経歴書の提出
- 三、推薦状 ①管区曹青会代表者 ②曹青会代表者

四、立候補に当たって執行方針の提出

五、立候補届送付先

全国曹洞宗青年会 第十九期会長選考委員会 委員長 伊藤和人

〒七八九-1201

高知県高岡郡中土佐町久礼六一八三 善教寺内

電話 〇八八九-五二二-九六二

FAX 〇八八九-五二二-九五六

六、立候補届け出期限 平成二十二年二月十五日（月）必着

七、立候補届け出方法 必ず郵便書留にてお願い致します。

八、選考委員会構成員

選考委員長

選考副委員長

選考委員

伊藤 和人（四国管区理事）	久我 泰文（北信越管区理事）
榎山 武浩（東北管区理事）	橋本 真英（北海道管区理事）
久間 泰弘（第十八期会長）	嶋田 英淳（東海管区理事）
田中 秀一（関東管区理事）	武 義道（中国管区理事）
杉山 雄峰（近畿管区理事）	
瞿曇 浩道（九州管区理事）	

全国曹洞宗青年会・会則（抜粋）

第七章 執行部

第三十五条（執行部の組織）

- 一、執行部は、会長一名、副会長二名、各委員会委員長一名、事務局長一名、事務局員若干名、会計一名をもって構成する。

第三十七条（執行部の選任）

- 一、会長、副会長及び執行部は、正会員の中から総会で選任する。
- 二、前項に関するほか、会長、副会長及び執行部の選任に関する規定は、「全国曹洞宗青年会執行部選考に関する規程」に従って選任する。

全国曹洞宗青年会執行部の選考に関する規程

第一条（目的）

本会の会長及び副会長の選考は、公平及び中立を旨として、本会会則第三十七條第二項に基づき、この規程によって行う。

第二条（選考委員会）

- 一、本会は、会長候補者及び副会長候補者の選考を行うため、選考委員会を組織する。
- 二、選考委員会は、管区理事及び会長をもつて構成する。
- 三、選考委員の任期は各期初年度定期総会終了時より会長候補者及び副会長候補者が選任されるまでとする。

四、選考委員が欠けた場合は、当該管区から補欠選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

- 五、選考委員会の委員は、その委員会において知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。

第三条（選考委員会委員長及び副委員長）

- 一、選考委員会に委員長一名及び副委員長若干名を置く。
- 二、委員長及び副委員長は委員の互選による。

第四条（選考委員会の職務）

- 一、選考委員会は次期会長候補者及び副会長候補者の届出の諸手続を定める。
- 二、前項の諸手続は、当該年度の二月一日まで公報する。

第五条（選考委員会の招集）

- 一、選考委員会は委員長が招集する。
- 二、選考委員会の会議は、委員三分の二以上出席しなければならない。
- 三、選考委員会の議事は出席委員の三分の二をもって決する。

第六条（委員の立候補及び推薦の禁止）

選考委員会の委員は、会長または副会長の候補者若しくはその推薦人となることはできない。

第七条（会長候補者の選考と資格）

- 一、会長候補者となろうとする者は、本会会則第八条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者より選考する。
- 二、前項の者は、各管区曹洞宗青年会代表者及び所属青年会代表者の推薦状を添付した申出書を、選考委員長に届け出なければならない。

- 三、選考委員会は、前項の候補者の中から次期会長候補者を一名選考する。選考の手続は第五条に定めるところによる。

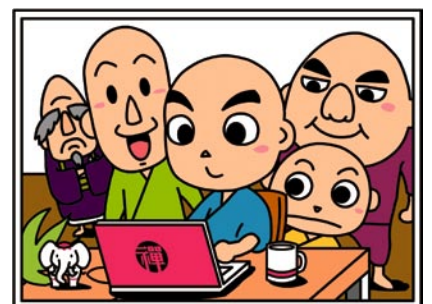
全国曹洞宗青年会ホームページ「般若」

全曹青 般若

検索

全国の曹青会活動をつなぐ情報サイトです。どうぞ御利用下さい！
特設ページ「SouSei on web」（パスワード制）は、誌上の補足情報や特別コンテンツが満載です。

* パスワード「1890」を入力して下さい。



イラスト：広瀬知哲 <http://www.we2ya.jp>